

日

本証券業協会（以下、協会という）は、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」（以下、ガイドラインという）を今年5月18日に一部改正し、8月1日に施行した。

協会員である証券会社や銀行等の金融機関（以下、金融機関という）は、ガイドラインに基づいて高齢顧客への投資勧誘の社内規則を設け、運用しており、今回の改正は各金融機関の対応に影響を及ぼすものだ。

本稿では、ガイドラインの今回の改正ポイントを整理し、見ていくこととしたい。

今回の一部改正の経緯と狙い

最初に、今回の改正内容を見る前に、ガイドラインとはそもそもどのようなものか、また、今回どのような経緯や狙いで改正される

日本証券業協会による「高齢顧客への勧誘ガイドライン」の改正内容を理解する！

特別企画

監修

三ヶ尻法律事務所

ことになったのかを確認しておく。

協会は2013年10月29日に、高齢の顧客に対する投資勧誘や金融商品販売のルールを強化するため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正し、「第5条の3 高齢顧客に対する勧誘による販売」を新設、同年12月16日に施行した。

また同時に協会は、各金融機関にその「第5条の3」への対応を周知徹底し、そこで求めている各金融機関における「社内規則」の



制定等の考え方を示したが、それが今回改正となったガイドラインである。

ちなみに、協会のこうした取組みに合わせ、金融庁も「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」を改正して「高齢顧客への勧

誘に係る留意事項」を新設。協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」やガイドラインを踏まえ、高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則や、そのモニタリング態勢が整備されていることを、金融機関に対する監督事項の一つに加えている。

個別の顧客の状況に合わせた対応を可能に

その後、同協会では2019年6月から自主規制規則等の再検討を行っていたが、その中でこのガイドラインについても見直しが行われることになった。

同年10月に設置され、見直しの議論を行ってきた「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」が2020年9月15日に公表した報告書には、「規制導入後の状況及び見直しの基本的な考え方」として、次のように書かれている。

「高齢顧客への勧誘については、